

# 岐阜県森林公社分収造林立木処分要領

## (趣旨)

第1条 岐阜県森林公社（以下「公社」という。）が管理する分収造林契約地内の立木処分については、この要領に定めるところによる。

## (処分方法)

第2条 立木の処分は、原則として一般競争入札により行うものとする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条及び第167条の2に該当するものについては、指名競争入札又は随意契約により行うことができる。

## (入札保証金及び契約保証金)

第3条 入札保証金と契約保証金は、次の（1）及び（2）のとおりとする。

- （1）入札保証金は、入札金額が500万円（税込み）以上の場合、入札金額の100分の5（万円未満切り上げ）を公社に別記第1号様式を添付し、納入しなければならない。ただし、入札金額が500万円（税込み）未満の場合及び岐阜県森林整備業務入札参加者名簿に登録されている事業者又は、公社の「森林整備合理化計画」において、共同参画となっている事業者は免除とする。
- （2）契約保証金は、免除とする。

## (売買契約)

第4条 契約書は、別記第2号様式の1を用いる。

## (契約の締結)

第5条 落札者は、落札の日から5日以内（休日を含まない）に契約を締結しなければならない。

## (代金の納入)

第6条 立木の売買代金は、立木売買代金の請求（別記第3号様式）を発した日から20日以内に公社に納入しなければならない。

- 2 買受人が、売買代金を納入期限までに納入しない場合において、その事情がやむを得ないと認めるときは、延滞金を徴収し延期を認めることができるものとし、延滞金は、当該期限の翌日から納入した日までの日数に、年〇〇パーセントの割合で計算した遅延利息を延滞金として公社に納入しなければならない。
- 3 延納の期限は、前1項の期限後から30日以内までとする。

## (売買物件の引渡し)

第7条 売買物件の引渡しは、代金の全部（第6条2項の延滞金がある場合にあっては、代金の全部及び当該延滞金）の納入があった日から14日以内に買受人の立会いのもと行う。ただし、引渡の指定の日を買受人が立会わず、または、立会うことができないときは、その指定の日をもって引渡ししたものとみなす。

- 2 前項の引渡し（別記第4号様式の1）を行った場合は、買受人に受領書（別記第4号様式の2）を提出させなければならない。

(工期の設定)

第8条 工期の設定は、契約の成立から次に掲げる期間を標準として定める。ただし、特別な事情(冬季作業不能等特別な事情の場合等)があると認められるときは、必要に応じてその期間を加算して定めることとする。

(立木材積)	(工期)
100m <sup>3</sup> 未満	6ヶ月以内
100m <sup>3</sup> ～500m <sup>3</sup> 未満	12ヶ月以内
500m <sup>3</sup> ～1,000m <sup>3</sup> 未満	18ヶ月以内
1,000m <sup>3</sup> ～1,500m <sup>3</sup> 未満	24ヶ月以内
1,500m <sup>3</sup> ～2,000m <sup>3</sup> 未満	30ヶ月以内
2,000m <sup>3</sup> ～2,500m <sup>3</sup> 未満	36ヶ月以内
2,500m <sup>3</sup> ～3,000m <sup>3</sup> 未満	42ヶ月以内
3,000m <sup>3</sup> ～3,500m <sup>3</sup> 未満	48ヶ月以内
3,500m <sup>3</sup> ～4,000m <sup>3</sup> 未満	54ヶ月以内
4,000m <sup>3</sup> ～4,500m <sup>3</sup> 未満	60ヶ月以内
4,500m <sup>3</sup> ～5,000m <sup>3</sup> 未満	66ヶ月以内

- 買受人は、やむを得ない理由により、工期の延長を必要とする場合は、期限満了の日の14日前までにその事由を付して公社に申し出ることができる。公社は、その事由を審査し、6ヶ月を超えない範囲で工期の延長を認めることができる。
- 前項のうち、買受人の責に帰する理由による延期のときは、延期日数1日につき、年〇〇パーセントの割合で計算した遅延利息を延滞金として公社に納入しなければならない。

(監督)

- 第9条 公社の理事長(以下「理事長」という。)は契約の履行を図るため、監督職員を指定しなければならない。
- 監督職員は、売買契約に基づく立木処分の管理、実施状況の調査、立会いを行い、契約の履行についての指示を行なう。

(かし担保等の責任)

第10条 買受人は、売買契約締結後において、売買物件に相違があった場合及び物件にかくれた損傷があった場合でも売渡人に異議の申し立ては行わない。

(完了届)

第11条 買受人は、売買物件の処分が完了した場合は、遅滞なく完了届(別記第5号様式)を提出しなければならない。

(跡地検査)

- 第12条 公社は、買受人から完了届の提出があったときは、届け出を受け取った日から14日以内に買受人の立会いを求め、跡地検査を実施しなければならない。
- 前項により立会いを求められた買受人が、正当な理由なく立会わない場合には、公社の行った検査に対し異議の申出があっても受理しない。
  - 第1項の検査を行った職員は、すみやかに跡地検査調書(別記第6号様式)を作成し理事長に報告しなければならない。

(未搬出物件の処置)

第13条 第11条による届出書の提出があったときは、未搬出物件の所有権は土地所有者に帰属させる。

(未搬出物件による損害賠償の請求)

第14条 放置された産物が跡地更新又は保護上著しく支障をきたし、取り片付けを要すると認めるときは、買受人に対して当該産物の取り片付けを請求することができる。

2 前項において買受人が指示に従わない場合は、公社がそれに要する費用の一部又は全部を買受人に請求することができる。

(作業中止命令)

第15条 買受人が、法令又は契約に違反する行為があった場合は、直ちに売買物件の伐採、加工、搬出その他の作業の中止を命じることができる。この場合、買受人に損害が生じても公社は、賠償の責を負わない。

(契約の解除等)

第16条 公社は、買受人が次の各号の一つに該当する場合には、売買契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、搬出済みの売買物件については、この限りではない。

(1) 期限までに売買代金を納入しない場合

(2) 契約で定める義務に違反した場合

(3) 入札参加資格要件に違反していることが明らかになった場合

2 前項の規定により契約を解除したときは、買受人は違約金として売買代金の100分の10に相当する金額を公社に納入しなければならない。

3 第1項の規定による解除の際、代金納入済みの未搬出物件であって、当該契約の解除された部分に関わるものは、公社に帰属するものとする。

4 前項の規定により、帰属された物件の調査を公社が行った場合は、買受人はその調査に要する費用のすべてを支払うものとする。

(契約の解除による損害賠償の請求)

第17条 前条の契約解除により、公社に損害が生じたときは、公社は買受人に損害賠償を請求することができる。

(公表又は通知事項)

第18条 売買物件を入札に付すときは、次の各号に掲げる事項を、一般競争入札にあつては公表により、指名競争入札にあつては文書により通知する。

(1) 売買物件の所在地

(2) 売買物件の種類、数量

(3) 入札及び開札の場所並びに日時

(4) 入札保証金に関する事項

(5) 入札に記載する金額

(6) 郵便入札に関する事項

(7) 落札者の決定方法

(8) 契約の締結及び契約保証金に関する事項

(9) 入札者の資格

(10) 売買物件の搬出期限

(11) 売買物件の現地案内日程及び集合場所

- (12) 売買物件明細書・位置図・特記事項
- (13) 前号各号のほか必要と認められる事項
- 2 前項の公表は、本社及び高山出張所に掲示するほか、公社ホームページに掲載する。

(入札参加者の資格要件)

第19条 入札に参加できる者は、以下の(1)から(8)までの全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 役員(法人でない団体の代表者又は管理人を含む)に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
  - ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (3) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
  - ア 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)
  - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)がなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。)
  - ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- (7) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置基準に該当しないこと。
- (8) 上記のほか、理事長が定めるもの。

(入札書)

第20条 入札書は、別記第7号様式を用いる。

(入札の辞退)

第21条 指名による辞退は、別記第8号様式を用いる。

(随意契約とする場合の通知事項)

第22条 随意契約とする場合には、物件番号及び所在地、種類、数量を文書により通知して見積書を徴する。

(特定の者との契約)

第23条 地方自治法施行令第167条の2の規定に基づく随意契約であつて、次の各号に該当する場合は、特定の者と契約を行うことができる。

(1) 国、地方公共団体その他の公法人。

(2) その他、特別な理由があるとき。

2 前項により随意契約を締結する場合は、第8条から前条までの規定は適用しない。

3 第1項に該当する者は、買受申込書(別記第9号様式)を理事長に提出する。

(契約の締結等)

第24条 前条により、買い受け申し込みをした者のうち販売を決定した者と5日以内(休日を含まない)に契約を締結しなければならない。

2 前項により契約する場合の契約書は、別記第2号様式の2を用いる。

3 売買物件の引渡しは第7条を準用する。

附 則

この要領は、平成27年8月31日より施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この要領の一部改正は、令和元年10月1日より施行する。

附 則

この要領の一部改正は、令和2年2月1日より施行する。

(別記第2号様式の1)

## 岐阜県森林公社立木売買契約書

売渡人 公益社団法人岐阜県森林公社（以下「売渡人」という。）と買受人（以下「買受人」という。）とは、公社が管理する分収林における立木の売買契約を締結し、信義を重んじ誠実に履行する。

(売買物件)

第1条 売買の物件は次のとおりとする。

(1) 所在地

(契 号) 市・郡 町・村 (大字) 字 地内

(2) 数量等

物件 番号	樹 種	面 積ha	材 積 <sup>m</sup>	備 考

(売買代金)

第2条 売買代金は、金 円とする。

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円

(契約の保証金)

第3条 契約保証金は、免除とする。

(代金の納入)

第4条 買受人は売買代金を売渡人の発行する立木売買代金の請求（別記第3号様式）により、指定する期限までに納入すること。

2 買受人が、売買代金を納入期限までに納入しない場合において、その事情がやむを得ないと認められたときは、当該期限の翌日から納入した日までの日数に、年〇〇パーセントの割合で計算した遅延利息を延滞金として公社に納入すること。

3 延納の期限は、前1項の期限後から30日以内までとする。

(買受人の義務)

第5条 買受人は、作業員等に対する管理者としての義務及びこの契約に基づく一切の責任を負う。

2 買受人が、売買物件の伐採、加工、搬出の作業を他人に請け負わせた場合においても前項に準じて、その責任を負う。

(売買物件の譲渡)

第6条 買受人は、買受物件の引渡しを受けた場所において、当該物件を第三者に譲渡するときは、あらかじめ書面にて売渡人の承諾を受けるとともに、買受人は、売渡人に対して有する権利義務は継承する旨を書面でもって譲受人と連署して売渡人に届け出る。

2 前項の場合、買受人は譲渡人と連帯してその責を負う。

(売買物件の引渡し)

第7条 売渡人は、代金の完納のあった日から14日以内に買受人の立会いのもと行う。

2 前項の指定の日を買受人が立会わないときは、その引渡し通知(別記第4号様式の1)をもって指定日に引渡ししたものとする。

3 買受人は、物件の引渡しを受けたときは、直ちに受領書(別記第4号様式の2)を提出する。

(売買物件の工期)

第8条 工期は、売買物件の引渡しを完了した日から〇〇ヶ月とする。

(売買物件の工期延長)

第9条 買受人は、工期の延長を必要とする場合は、期限満了の日の14日前までに、文書をもって売渡人に申し出ること。この場合において、売渡人はその申し出を相当と認めたときは、6ヶ月を超えない範囲で工期の延長を認める。

2 前項のうち、買受人の責に帰する理由による延期のときは、延期日数1日につき、年〇〇パーセントの割合で計算した遅延利息を延滞金として公社に納入する。

(監督)

第10条 買受人は、売渡人の指定する担当職員の指示に従わねばならない。

(かし担保等の責任)

第11条 買受人は、売買契約締結後において、第1条の売買物件に相違があった場合及び物件にかくれた損傷があった場合でも売渡人に異議の申し立ては行わない。

(完了届)

第12条 買受人は、売買物件の処分が終わったときは、遅滞なく完了届(別記第5号様式)を提出する。

(検査の立会い)

第13条 売渡人は、伐採跡地その他について、買受人の立会いのうえ必要な検査を行う。ただし、売渡人は買受人の立会いが必要ないと認められたときは、この限りではない。

2 買受人は、前項の規定により売渡人から立会いを求められたときは、売渡人の指定する日時及び場所において立会う。この場合において、正当な理由なく立会わない場合には、売渡人の検査の結果に異議を申し立てることはできない。

(未搬出物件の処置)

第14条 買受人が、工期までに売買物件を処分しない場合は、その未搬出物件の所有権は土地所有者に帰属する。

(売買物件搬出後の処理)

第15条 売渡人は、放置された産物が、跡地更新又は保護上著しく支障をきたし、二次災害等を防止するために取り片付けを要すると認めるときは、買受人に対して当該産物の取り片付けを請求する。

2 前項において、買受人がそれに従わないときは、売渡人は、当該物件の取り片付けに要する費用を買受人に請求する。

(作業中止命令)

第16条 売渡人は、買受人の行為がこの契約に違反していると認めるときは、直ちに売買物件の伐採、加工、搬出その他作業の中止を命じることができる。この場合、買受人はこれを拒むことはできない。

2 前項の場合、買受人は損害を受けてもその賠償を請求することはできない。

(第三者に及ぼした損害)

第17条 買受人は、善良な管理者としての注意義務を怠ったことにより第三者に損害を及ぼしたときは、その責任においてこれを賠償しなければならない。

(物件引渡しまでの損害)

第18条 この契約の締結の日から物件の引渡しまでの間に災害その他の不可抗力により当該物件について生じた損害は買受人が責を負う。

(契約の解除等)

第19条 売渡人は、買受人が次の各号の一つに該当する場合には、売買契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その解除の効果は、搬出済み物件に対して及ばない。

(1) 期限までに売買代金を納入しない場合

(2) 契約で定める義務に違反した場合

(3) 入札参加資格要件に違反していることが明らかになった場合

2 前項の規定により契約を解除したときは、買受人は違約金として売買代金の100分の10に相当する金額を売渡人に納入する。

3 第1項の規定による解除の際、代金納入済みの未搬出物件であつて、当該契約の解除された部分に関わるものは、売渡人に帰属する。

4 前項の規定により、帰属された物件の調査を売渡人が行った場合は、買受人はその調査に要する費用をすべて支払う。

(契約の解除による損害賠償の請求)

第20条 前条の契約解除により、売渡人に損害が生じたときは、売渡人は買受人に損害賠償を請求する。

(契約の変更等)

第21条 売渡人又は買受人は、その責に帰さないやむを得ない理由により契約の履行ができないときは、履行不能の部分につき相手方に契約の変更又は解除の申し出をする。

(協議)

第22条 この契約に定めのない事項については、売渡人及び買受人と協議して定める。



上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

年 月 日

売渡人 公益社団法人岐阜県森林公社  
理 事 長

㊦

買受人


㊦

(別記第3号様式)

年 月 日

買受人

様

売渡人  
公益社団法人岐阜県森林公社  
理事長 

立木売買代金の請求について

年 月 日付けで売買契約を締結した立木売買代金について、下記のとおり請求  
します。

記

物件番号	号	
所在地	市・郡	町・村(大字) 字 地内
樹種・数量		
請求金額	金 円	
納入機関	金融機関	
	預金種類	
	口座番号	
	口座名義	
納入期限	年 月 日	
備考		

(別記第4号様式の1)

年 月 日

買受人

様

売渡人

住 所 美濃市生櫛1612-2

氏 名 公益社団法人岐阜県森林公社

理 事 長



売 買 物 件 引 渡 通 知

年 月 日付で売買契約を締結した下記の物件を引渡しします。

記

1 物件番号 号

2 所在地 市・郡 町・村(大字) 字 地内

3 樹種、数量

4 その他 年 月 日 金 円(税込み)入金確認

(別記第4号様式の2)

年 月 日

売渡人  
公益社団法人岐阜県森林公社  
理事長 様

買受人  
住所  
氏名

印

### 売 買 物 件 受 領 書

年 月 日付けで売買契約を締結した下記の物件を受領しました。

#### 記

1 物件番号 号

2 所在地 市・郡 町・村(大字) 字 地内

3 樹種、数量

4 その他 売買物件引渡通知日 年 月 日

(別記第5号様式)

年 月 日

売渡人  
公益社団法人岐阜県森林公社  
理事長 様

買受人  
住 所  
氏 名

印

### 売 買 物 件 搬 出 完 了 届

年 月 日付けで売買契約を締結した下記の物件の搬出を下記のとおり完了したので届け出ます。

#### 記

1 物件番号 号

2 所在地 市・郡 町・村(大字) 字 地内

3 樹種、数量

4 搬出完了年月日 年 月 日

5 その他